

受理年月日	令和5年12月22日	所管委員会	総務財政委員会
番号	5年陳情第14号		
件名	前福祉事務所課長、係長及びケースワーカーの身分について		
陳情者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em;"></div>		
分割送付	なし		
要旨	<p>前福岡市東福祉事務所保護第2課課長は面談の最初に軽装で失礼しますと発言しないことを指摘した際、認めて謝罪したくないことから、ネクタイを結ぶために退室し、事務所に戻ったが、再入室の際に「時間がかかって申し訳ありませんでした」との発言がなかった。また、後日文書で謝罪したと平気ですをついた。この間、係長はずっと無言のままであった。係長とケースワーカーは私の家庭訪問時、約束時間より数分前に訪問があったので、オートロックを解除したが、一向に玄関のチャイムが鳴らなかった。これは社会通念上の言葉を発言したくないことから通路で時間を調整していた。また、生活保護再申請が承認され、保護第2課を訪問し、ケースワーカーが私の判こを返却する際、「ありがとうございました」との発言がなかった。以上のことから、社会通念の常識がないことは明らかである。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <p>1. 公務員を辞すること。</p>		

令和5年12月22日

福岡市議会議長

打越基安様

陳情者



陳情の趣旨

(現)西区市民課 (前)東区保護課

■■■■の福祉行政の接遇に関し陳情を行う
ものである

(現)西区地域支援課 (前)東区保護課

■■■■の福祉行政の接遇に関し陳情を行う
ものである

(現)環境局循環型社会推進部収集管理課
(元)東区保護課

■■■■の福祉行政の接遇に関し陳情を
行うものである

(現)総務企画局企画調整部企画課
(前)東区保護課

■■■■の福祉行政の接遇に関し陳情を行う
ものである

陳情事項

面談の最初に軽装(リーネタイ)で失礼しますと発言

しないことを指摘した際、認めて謝罪したくないこと

から、ネクタイを結びに退室し事務所に戻った

しかし、再入室の際「時間がかかって申し訳ありません

でした」発言が無かった

また、後日竹シャア シャアと文書で謝罪したと平気で

嘘偽の嘘をついた

以上のことから、社会通念の常識が無いことは明らかで

あり、惚け茄子の能無し管理職である

要望事項

公務員を辞すべきである

陳情事項

面談の最初に [] に軽装(ノーネクタイ)で失礼しますと

発言しないことを指摘した際、 [] はネクタイを締めに

退室し、事務所に戻って再入室した

この間、 [] はずっと無言のままであった

私の家庭訪問時、約束時間より数分前に訪問が

あったので、オートロックを解除したが、一向に玄関の

チャイムが鳴らなかった

これは、社会通念上の言葉を発言をしたくないことから

通路で時間を調整していた

以上のことから社会通念の常識が無いことは明らかで

あり、惚け茄子の能無し管理職である

要望事項

公務員を辞すべきである

陳情事項

私の家庭訪問時、約束時間より数分前に訪問が

あったので、オートロックを解除したが、一向に玄関の

チャイムが鳴らなかつた

これは、社会通念上の言葉を発言したくないことから

通路で時間を調整していた

以上のことから、社会通念の常識が無いことは明らかで

あり、世間知らずの青二才の若造である

要望事項

公務員を辞すべきである

陳情事項

生活保護再申請が承認され、保護課を訪問し

が私のはんこを事務所に持って行き、はんこを

返去の際、「ありがとうございました。」発言が無かった

以上のことから、社会通念の常識が無いことは明らかで

あり、世間知らずの青二才の若造である

要望事項

公務員を辞すべきである